

諮問日：平成27年11月5日（平成27年度（情）諮問第5号）

答申日：平成28年3月8日（平成27年度（情）答申第5号）

件名：東京家庭裁判所における成年後見人候補者名簿の不開示判断（開示対象外）
に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

成年後見人の選任に関して、東京家庭裁判所が特定の団体らとの間で取り交わしている文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京家庭裁判所長（以下「原判断庁」という。）が、別紙記載1から3までの各文書を特定し、これらのうち同記載1及び2の各文書を開示し、同記載3の各文書（以下「本件各文書」という。）については開示対象外であるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、原判断庁が平成27年10月5日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件各文書は、個別の家事事務等の事件記録ではない点で司法行政文書に該当する。また、後見事件管理プログラムで「候補者検索」を利用すれば、成年後見人候補者名簿を抽出できると思われることからすれば、本件各文書は、司法行政文書に該当するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

本件開示申出に対し、原判断庁が、対象文書を別紙記載1から3までの各文書と特定し、これらのうち本件各文書を不開示とした原判断は、妥当である。

2 理由

司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものであるところ、本件各文書は、後見人選任の審判の用に供するために、裁判部の中で後見事務を取り扱う後見センターにおいて取得し、保存しており、他の目的で候補者名簿を使用することはないから、専ら裁判事務のために取得した裁判に関する文書に該当し、司法行政文書には当たらない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成27年11月5日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月10日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同月25日 苦情申出人から意見書(2)及び資料を收受
- ⑤ 同年12月7日 審議
- ⑥ 同月22日 最高裁判所事務総長から資料を收受
- ⑦ 平成28年2月5日 審議
- ⑧ 同月22日 審議
- ⑨ 同年3月7日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出について

本件開示申出は、苦情申出人から、東京家庭裁判所に対し、成年後見人の選任に関して、東京家庭裁判所が、特定の団体との間で取り交わしている文書（成年後見人の候補者名簿を含む。）の開示を申し出るものである。

これに対し、原判断庁は、対象文書として別紙記載1から3までの各文書を特定し、そのうち同記載1及び2の各文書を開示し、同記載3の各文書（本件各文書）を司法行政文書開示手続の対象とはならないとして不開示としたところ、苦情申出人は、本件各文書は司法行政文書であると主張して苦情申出をしたが、最高裁判所事務総長は、原判断を妥当としている。

そこで、本件各文書が司法行政文書に該当するか否かについて検討する。

2 本件各文書の司法行政文書該当性について

(1) 取扱要綱記第2本文は、「裁判所は、その保有する司法行政文書の開示の申出があった場合は、何人に対しても、当該司法行政文書を開示するものとする。」と定め、同第1は、「この取扱要綱において「司法行政文書」とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録（略）であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいう。」と定めている。そして、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれず、裁判事務に関する文書には、事件記録や事件書類（事件に関する書類で記録から分離されたもの）に限られず、専ら裁判事務のために用いるものとして作成し、又は取得した文書で、裁判所の裁判部において管理しているものが含まれると解するのが相当である。

(2) そこで、本件各文書について検討すると、最高裁判所事務総長は、本件各文書は、後見人選任の審判の用に供するために、東京家庭裁判所の裁判部の一部門である家事第一部2係（後見センター）で取得し、保存していると説明する。本件開示申出の内容に照らすと、本件各文書がいずれも外部の団体から東京家庭裁判所の裁判部が取得した文書であると解されることや、成年後見人の選任が家庭裁判所によって行われる裁判事務であること（民法849条参照）を総合すると、上記の説明は合理的であり、本件各文書は、専ら後見人選任の審判という裁判事務のために用いるものとして東京家庭裁判所

の裁判部で取得した文書で、裁判部で管理しているものであると認めることができる。

そうすると、本件各文書は、いずれも取扱要綱記第1にいう「司法行政事務に関する文書」には当たらないというべきであるから、これらは同記第2本文に定める司法行政文書の開示の対象となる司法行政文書には該当しないのであって、同対象とはならない文書である。

(3) これに対し、苦情申出人は、「裁判に関する文書」が「裁判文書」と同じ意味であれば、個別の事件を離れて作成される文書は「裁判に関する文書」に該当しないなどと主張するが、上記(1)のとおり、専ら裁判事務のために用いられる裁判事務に関する文書が事件記録及び事件書類に限られないことは明らかであるから、上記主張は、その前提において採用できない。なお、苦情申出人は、後見事件管理プログラムにおいて「候補者検索」機能を用いれば後見人候補者名簿が作成できるなどとも主張するが、仮にそのようにして作成されるものがあるとしても、それが本件各文書と同一のものであるとは認められないから、同主張は、採用の限りでない。

3 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、本件開示申出につき、別紙記載1から3までの各文書を特定し、同記載1及び2については開示し、同記載3の各文書（本件各文書）は不開示とした原判断については、本件各文書が取扱要綱による司法行政文書の開示の対象となる司法行政文書に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人

別 紙

- 1 司法書士後見人等の選任・監督の一層の適正化の方策について（周知依頼）
（平成25年6月20日付け，公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部支部長宛てのもの）
- 2 弁護士後見人等の選任・監督の一層の適正化の方策について（周知依頼）
（平成25年6月17日付け，東京弁護士会高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員長，第一東京弁護士会成年後見に関する委員会委員長及び第二東京弁護士会高齢者・障がい者総合支援センター運営委員会委員長宛てのもの）
- 3 後見人候補者名簿（5通）